

大阪広域水道企業団職員就業規則等の一部を改正する規程
のあらまし

- 1 年次休暇の取得単位の見直しその他所要の改正を行います。
- 2 特別休暇の取得要件の見直しにより所要の改正を行います。
- 3 この規程は、平成25年4月1日から施行します。ただし、2の規定は、公布の日から施行します。